

## みずほ銀行インフォシス、2015年2月号

### 「工場建設手続きの難関 環境クリアランス」

執筆 ZEUS法律事務所 ビベック・コーリー弁護士

監修 サン・アンド・サンズ・コンサルタンツ社長 榎 泰邦

インドで工場を建設するには、土地の取得から税務、雇用関係、工場建設計画、電気・水供給、工場入居許可まで、ざっと21項目の行政手続きが求められる。許認可手続きはどの国でも厄介であるが、インドにおいては特に環境クリアランス（以下、EC）が難関の一つになっている。これは、特定の事業提案につき事前に環境評価を実施し、それに基づいて環境への影響が許容範囲内であるか否かを認証する（載いは許容範囲に収めるための条件を示す）手続きである。インドにおける産業行政、環境行政の大転換となったのが、1984年にマディヤプラデシュ州ボパールで発生したユニオン・カーバイト化学工場事故である。殺虫剤の原料イソニアン酸メチル製造プラントから有毒ガスが漏れ、死者2万人の犠牲者を生んだ世界最悪の化学工場事故である。インドでは、これを契機に産業に対する環境面からの行政チェックが強化され、その流れの中で工場新設の事前チェックとしての環境クリアランスが厳しく適用されるようになった。

ペプシコーラのボトリングという一見、環境問題と関係がない様であるが、地下水を大量に使用するという点で、環境面から厳しくチェックされ工場建設計画に遅れが出た。自動車産業も塗装工程は、一般に環境クリアランスが必要とされる。ましてや、排ガスや廃液を出す工場、熱処理を伴う工場などは、厳しい環境チェックが必要とされる。しかし、問題は、環境問題が多分野にまたがり、かつ管轄が中央政府に帰属する場合もあれば、州政府の管轄に属する事項もあると言った具合で、行政当局側に環境クリアランスに関する明確な基準、手続きが整備されていないことにある。酷い場合は、環境クリアランスが必要であるとして、工場建設を1年近くストップさせられ挙げ句、結局、環境クリアランスの必要対象外とのお達しが出たケースもある。

しかるに投資促進を重視するモディ新政権の下で、環境クリアランスにつき基準の明確化、手続きの迅速化にむけ、改善策が打ち出されるなど新しい動きが出てきている。以下、ビベック・コーリー弁護士執筆のメモに基づき最近の動きを紹介したい。

## 1. 問題の所在

インドにおいては、工場設立には様々な法的手続きが必要とされるが、中でも環境関係の承認事項は、様々な法律分野にまたがり、かつ中央政府と州政府レベル双方に関わる事例が多い。加えて、環境規制は、産業分野、プロジェクト規模によっても異なってくる。基本法制としては、1986年環境（保護）法があり、2006年通達によって同法のもと、環境アセスメント（EIA）とこれに基づく環境クリアランス（EC）手続きが設けられている。これらの手続きは複雑であり、それだけに分かりづらく、手続きに時間がかかるとして産業界の不満が大きい。これら環境手続きに長期間を要するために、自動車、鉄鋼分野などの多国籍企業を含め大手企業の投資計画が途中で中止になるケースが少なからず見られる。また、環境クリアランスの負担のために、インフラ開発プロジェクトへの民間企業の参入が少ないことも指摘されている。様々な産業団体からも繰り返し不満が表明され、環境クリアランスを簡素化し、迅速化するように陳情がなされている。

2014年総選挙による政権交代後、新政権は工業生産向上を重視し、承認手続きの迅速化に向けて様々な施策を導入している。オンライン申請の導入や環境森林省の行政努力と相まってEC手続きの簡素化を図る努力が払われていることは歓迎すべきステップである。

環境アセスメントおよび環境クリアランスに関し、環境省が過去数ヶ月取り組んでいる課題は以下の諸点である。

- (i) 手続きの透明性欠如、

- (ii) 大型工業プロジェクトにつき前政権が課したやっかいな建設基準の扱い、
- (iii) 事業者が、EC手続き開始に先立って土地の所有権を立証する必要がある、
- (iv) 適用すべき条件とそのタイミングが不明確であること、
- (v) 如何なる付帯条件が付けられるか不明確であり、また評価段階で新たな付帯条件を課せられることがある、
- (vi) 求められる環境負荷の軽減に必要なコスト、タイミング、資金手当が不明確、
- (vii) 環境保全地区において必要とされる野生生物委員会 (NBWL) クリアランスとの関係で遅れが出ること。

## 2. モディ新政権下での改善措置

### (1) 伏型建築プロジェクト)

2013年、政府は、面積2万平米以上の産業用施設、校舎、大学施設、寄宿舎といった大型建築プロジェクトの取り扱いを定め、建築プロジェクトとしての事前ECと産業用施設、校舎、寄宿舎プロジェクトとしての各用途別ECの2つの手続きを要するとしていた。新政府は、これを改め、大型プロジェクトでも15万平米以下については、用途別ECのみとし、建築プロジェクトとしてのECを不要とした。

### (2) 土地所有権の確認)

これまで環境評価委員会は、EC手続きに先立ち事業者による土地所有権の立証を求めていたが、2014年10月、新政府は、事業者が土地取得の意図を示すことが出来れば、EC手続き開始可と改めた。土地取得の意図確認のためには、政府取得の土地については州政府による事業者に対する売却意図の通知で、また、私的取引による土地取得の場合には土地所有者による土地売却意図を示す文書で、それぞれ十分とされた。

### (3) ECに際しての条件の明示)

通常、ECは、クリアすべき条件を設定し、かつクリアすべき時期も事業実施前、実施中、実施後と様々であるが、産業界からは、これらのECに盛り込まれる指示が不明確との不満が多い。これを受けて、政府は、評価委員会に対し、以下のカテゴリー別にクリアすべき時期をEC自体に明記するよう指示した。これによって事業者による各段階での条件遵守を容易にするだけでなく、当局による事後的チェックを容易にすることとなった。

- i. 建築前の段階での条件
- ii. 建築段階での条件
- iii. 建築後／操業段階での条件
- iv. 事業全行程を通じての条件

### (4) 付帯事項)

評価委員会は度々評価段階で追加的な調査やチェックを行うため、付帯事項 (TOR) がしばしば変更するとの問題があった。特に、評価委員会が最終段階でプロジェクト・サイトを再訪し、追加的な調査を事業者に命じ、これが事業開始を遅らせていた。環境省は、この付帯事項に関する不確実性を軽減すべく、追加的な調査は評価前に全て完了し、ひとたび評価段階に入れば事業者は予め設定された付帯事項に従って作業すればよいことを明確化した。事業者からの情報提供に間違いや虚偽がある場合に、評価委員会が再調査、再手続きを実施できることはもとよりである。

### (5) 具体的基準の明確化)

環境負荷の軽減措置に具体的基準を設けるべく、政府は、環境評価報告および委員会会議議事録に各措置のコスト、タイミング、資金手当を明記するよう指示した。これら措置に対する資金手当は、事

業者が望む場合には、企業CSRにカウントできることとなった。また、ECには、環境評価関連の措置にかかるコスト、タイミング、資金手当を明記すべきことが決まった。

### (5) 野生生物委員会手続きとの連携)

インドにおいては、国立公園、野生生物保護区など保護地区一帯は環境保護地区 (Eco Sensitive Zones) に指定されている。以前は、環境保護地区内のプロジェクトは、EC手続き完了後、さらに野生生物委員会の同意を取り付けることが義務付けられていた。新政府は、両者を一体として扱うこととし、野生生物委員会の追加的な付帯事項をEC手続きの中を含め、承認手続きに要する時間の短縮化を図ることとした。政府の指示により、追加付帯事項が事業者へ提示され、評価委員会によってその遵守ぶりが審査されるとともに、同一のものが野生生物委員会にも検討のために回付され仕組みが導入された。かくして二重手続きの解消により手続き時間が短縮されることとなった。

以上の改善措置は、ECによる手続きの迅速化と決定の公正さを確保することを狙って導入されたものである。インド政府は経済界の声に耳を傾け、産業発展と環境保護とのバランスに配慮しつつ、EC制度の改善に取り組む姿勢を明らかにしている。

(2015.2.2記)